

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																														
郡山健康科学専門学校		平成9年12月26日	渡辺 信英	〒 963-8834 (住所) 福島県郡山市国景二丁目9番3号 (電話) 024-936-7777																														
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																														
学校法人こおりやま東都学園		平成5年12月24日	大本 研二	〒 963-8834 (住所) 福島県郡山市国景二丁目9番3号 (電話) 024-936-7777																														
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																													
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	こども未来学科	平成29(2017)年度	-	平成30(2018)年度																													
学科の目的	本学科は、専門職として必要な実践的かつ専門的な知識や技術を、企業等と連携して行う実習や講義等を通じて修得し、障害の理解や子育て支援など、社会のニーズに応えることのできる実践力のある保育士を養成することを目的とする。																																	
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	全入学生を対象に入学前学習を実施し、学修のフォローに努めている。また、スモールグループによる学修の支援やオフィスアワーを設け、学業の相談がしやすい環境を整備している。保育士国家資格、認定ベビーシッター、介護職員初任者研修、家庭料理技能検定、幼児体育指導者等が取得可能である。																																	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																											
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 79 単位	37 単位	35 単位	6 単位	0 単位	1 単位																											
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)	留學生割合(B/A)	中退率																														
66 人	48 人	0 人	0 %	2 %																														
就職等の状況	<p>■卒業者数(C) : 28 人</p> <p>■就職希望者数(D) : 28 人</p> <p>■就職者数(E) : 28 人</p> <p>■地元就職者数(F) : 22 人</p> <p>■就職率(E/D) : 100 %</p> <p>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 79 %</p> <p>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100 %</p> <p>■進学者数 : 0 人</p> <p>■その他</p> <p>(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) (社)発達支援センターみなみあいづ、(株)アイグラン保育園郡山東原、(社)郡山市立希望ヶ丘学園、(学)緑ヶ丘保育園、(社)桜が丘学園、(社)通所支援事業所テエロ、(学)九品寺こども園、(社)富士見すくすく保育園、(株)放課後等デイサービス-stepジュニア、(社)やまがみらいこども園</p>																																	
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL</p>																																	
当該学科のホームページURL	https://www.k-tohto.ac.jp																																	
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A: 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>79 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>3 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>6 単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>79 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>3 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>6 単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>0 単位</td></tr> </table>						総授業時数	単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	総単位数	79 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	3 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	6 単位	うち必修単位数	79 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	3 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	6 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位
総授業時数	単位時間																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																	
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																																	
うち必修授業時数	単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																	
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																																	
総単位数	79 単位																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	3 単位																																	
うち企業等と連携した演習の単位数	6 単位																																	
うち必修単位数	79 単位																																	
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	3 単位																																	
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	6 単位																																	
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																																	
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6 人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数 6 人</p>						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	6 人																
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人																																	
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5 人																																	
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																																	
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																	
計	6 人																																	

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本科の教育課程の編成において、保育分野に関する知見のある施設職員や職能団体、学識経験者等が委員として参画する「教育課程編成委員会(保育分野)」を設置し、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するための教育課程の編成について組織的に取り組み、実践的職業教育の質を確保する。委員会では、業界の人材の専門性に関する動向、地域の産業振興の方向性、今後必要となる知識や技術などを分析し、実践的職業教育に必要な授業科目の開設や授業方法の改善の提案を行い、企業等の要請を十分に活かした教育課程の編成に資する。また、実習連携施設訪問時に得た、指導者からの意見も同様に活用している。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

各学科においては、教育課程編成委員会からの提言や教育課程に対する助言及び評価を受け、教授法の改善や、講義内容・シラバス記載の改善や教育課程の編成に積極的に活用しなければならない。なお、教育課程の変更を要する場合は、学内で検討し、理事会にて承認を受けたのち、法令に則り、所轄官庁へ届け出るものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
細川 梢	全国保育士養成協議会東北ブロック 研究協力委員	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	②
神戸 信英	社会福祉法人青葉学園 常務理事	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
矢吹 久美子	社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会 鏡石保育所所長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
平野 雄三	福島県理学療法士会 副会長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
山本 優一	福島県理学療法士会 理事	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
本田 和久	福島県理学療法士会 活性化委員	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
荒木 芳一	医療法人半田整形外科リハビリテーション科	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
長谷川 敬一	福島県作業療法士会 代表理事	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
佐藤 正彦	福島県作業療法士会 事務局長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
大内 尊久	リハビリテーション科主任	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
三田 利幸	株式会社ジャパン国試合格	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
小倉 芳裕	学校法人小倉学園新宿医療専門学校学校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	②
柳沼 薫	柳接骨院院長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
小林 康男	福島県福祉施設士会 会長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
関根 誠一	福島県介護福祉士会 副会長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
吉津 大管	取締役介護事業本部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
渡辺信英	郡山健康科学専門学校 学校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
勝見 恵子	郡山健康科学専門学校 こども未来学科 学科長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
田母神 知加子	郡山健康科学専門学校 こども未来学科 学科長補佐	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (7月、1月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年7月19日 13:30~15:30

第2回 令和6年1月23日 13:30~15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・ 保育所実習によるICT化について(委員より)

→SNSの普及により文章を書くことが苦手な学生が多くなっている。現在、下書きを書いてから清書をするよう指導をしているため、パソコンで実習日誌を入力するほうが学生の負担は軽くなると思うが、パソコンが自宅にない家庭も多く、現在導入することは難しい状況である。

・ 実習生への伝え方が難しい。文章で伝えても理解できないのでどのように伝えることが効果的なのか。(委員より)

→言っていることの内容や意味など理解できなかったり、文章の理解力が乏しいと感じる学生は多い。大事なことを伝えた際は、学生との確認する時間を設けている。また、人の気持ちや思いを察することも難しい。人と関わる機会が少ない学生が多いため、ボランティアなどに積極的に参加するよう促し、人と関わる機会を増やしていきたい。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実践的かつ専門的な職業教育の専攻分野の職業に係る勤労観及び継続的な学習意欲等の醸成、並びに学科の教育課程の専攻分野の実務に必要な知識、技術及び技能の修得または向上に資する教育等を通じて、学科の教育活動の質の保障・向上を図ることを基本方針とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

学科における講義若しくは実習・演習等の科目について、①学科に在籍する本学の学生に「対する講義若しくは実習・演習の科目の授業の実施 ②授業の実施に必要な教材その他教具及び教材の作成 ③授業の内容・方法の改善及び工夫(授業改善等)に向けた検討 ④授業における学生の達成感評価の実施 ⑤その他双方の協議の上で別途合意した授業の実施において連携する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
保育実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解し、観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。また、保育士の業務内容や職業倫理について具体的に学びながら、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ。	・鏡石保育所・郡山市公立保育所・西郷村社会福祉協議会みずほ保育園
保育実習Ⅲ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	児童福祉施設(保育所以外)の役割や機能について実践を通して、理解する。また、家庭と地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉、社会的養護、障害児支援に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のために知識、技術、判断力を習得する。	・いわき育英舎・白河学園・青葉学園・桜が丘学園
保育実習指導Ⅰ	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	保育実習の意義・目的を理解する。また、実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や内容について具体的に理解する。	・鏡石保育所・郡山市公立保育所・西郷村社会福祉協議会みずほ保育園
保育実習指導Ⅱ	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	保育実習の意義と目的を理解し、保育について総合的に理解する。また、実習や既習の教科目の内容やその関連性を踏まえ、保育の実践力を修得し、観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について、実践事例を通して理解する。	・郡山市公立保育所

保育実習指導Ⅲ	4. 【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	保育実習の意義と目的を理解し、保育について総合的に理解する。また、実習や既習の教科目の内容やその関連性を踏まえ、保育の実践力を修得し、観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について、実践事例を通して理解する。	・青葉学園・さざなみ学園
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
<p>(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 研修は、『学校法人こおりやま東都学園 郡山健康科学専門学校研修等に関わる規定』により定められたとおり、教員がその職務と責任の遂行のために必要な知識、技術、技能を修得する場として、専攻分野の実務に関する理解を深め、また、指導力の修得・向上を目的に実施する。そこで得た知識、技術等を講義や実技実習等を通して、学生に還元することも目的とする。なお、実施にあたっては、教員に対する研修の必要性を把握するとともに、研修計画を立て、その研修計画に基づく研修を実施するものとする。</p>			
(2) 研修等の実績			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	福島県保育協議会と保育現場との懇談会	連携企業等:	福島県保育士養成校連絡会研究部会
期間:	令和5年4月～令和6年3月	対象:	実習指導者
内容:	保育所側の実習指導者と保育士養成校の教員が意見交換を行い、共通理解の下、学生指導に繋げる。		
研修名:	施設へのスーパーバイズ	連携企業等:	宮城県仙台市
期間:	令和5年4月～令和6年3月	対象:	仙台市職員
内容:	乳幼児、学齢、成人各担当部門の困難事例に対する助言		
研修名:	いわき市障害児保育専門委員	連携企業等:	福島県いわき市
期間:	令和5年4月～令和6年3月	対象:	いわき市内保育所
内容:	入所児童及び入所予定児童の要介護度判定		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	実習指導者認定講習	連携企業等:	全国保育士養成校
期間:	令和6年4月～令和7年3月	対象:	実習指導者
内容:	各養成校の実習担当教員が、保育実習指導の質の維持・向上を図る。		
研修名:	全国保育士養成セミナー	連携企業等:	全国保育士養成協議会
期間:	令和6年9月2日～9月3日	対象:	保育士養成校教員
内容:	つながりあう保育		
研修名:	全国保育士養成協議会東北ブロックセミナー	連携企業等:	全国保育士養成協議会 東北ブロック
期間:	令和5年9月14日～9月15日	対象:	保育士養成校教員実習指導者
内容:	保育現場における「保育の質の向上」に向けた保育士養成校の役割・課題		
(3) 研修等の計画			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名:	全国保育士養成セミナー	連携企業等:	全国保育士養成校東北ブロック
期間:	令和6年8月29日～8月30日	対象:	学科教員
内容:	岐路に立つ保育士養成		
研修名:	いわき市障害児保育専門委員	連携企業等:	福島県いわき市
期間:	令和6年4月～令和7年3月	対象:	いわき市内保育所
内容:	入所児童及び入所予定児童の要介護度判定		

研修名:	処遇困難事例へのスーパーバイズ	連携企業等:	宮城県仙台市
期間:	令和6年4月～令和7年3月	対象:	仙台市職員及び施設職員
内容	乳幼児、学齢、成人各担当部門の困難事例に対する助言を行う。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	福島県保育協議会と保育現場との懇談会	連携企業等:	福島県保育士養成校連絡会研究部会
期間:	令和6年4月～令和7年3月	対象:	実習指導者
内容	保育所側の実習指導者と保育士養成校の教員が意見交換を行い、共通理解の下、学生指導に繋げる。		

研修名:	新任教員研修会	連携企業等:	一般財団法人職業教育・キャリア教育財団
期間:	令和6年7月31日～8月2日	対象:	専修学校教員
内容	新任教員に対し、専修学校教員として必要な基礎的知識を習得させることを目的とする。		

研修名:	実習指導者認定講習	連携企業等:	全国保育士養成校
期間:	令和6年8月22日～8月23日	対象:	保育士養成校教員実習指導者
内容	各養成校の実習担当教員が、保育実習指導の質の維持・向上を図る。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

実践的な職業教育にかかる活動等を評価し、改善・支援等を行うことにより、学生等が関係業界等のニーズを踏まえた質の高い職業教育を享受できるよう、学校運営の改善と専修学校の発展を目指した『学校評価』を行うこととする。また、自己評価の結果を学校関係者評価委員会に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び学校運営に活用するとともに、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1.学校の理念・目的・育成人材像は定められているか。
	2.学校における職業教育その他の教育指導等の特色はあるか。
	3.社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか。
	4.上1～3は学生・保護者に周知されているか。
	5.上1は業界のニーズに合致し、方向付けられた内容か。
(2)学校運営	1.目的に沿った運営方針が策定されているか。
	2.運営方針に沿った事業計画が策定されているか。
	3.運営方針は教職員への周知徹底はなされているか。
	4.運営組織や意思決定機能は、規程等により明確化され、有効に機能しているか。
	5.人事・給与に関する規程等は整備されているか。
	6.教務・財務等の意思決定システムは整備されているか。
	7.業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか。
	8.教育活動等に関する情報公開が適切になされているか。
	9.情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3)教育活動	1.教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか。
	2.教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保はされているか。
	3.学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。
	4.キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発等が実施されているか。
	5.関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか。
	6.関係分野における実践的な職業教育(実技・実習等)が体系的に位置づけられているか。
	7.授業評価の実施・評価体制はあるか。
	8.職業教育等に対する外部関係者からの評価を取り入れているか。
	9.成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか。
	10.資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。
	11.人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。
	12.関連分野における業界等との連携において優れた教員を確保する等マネジメントが行われているか。
	13.関連分野における先進的な知識・技術等を修得するための研修や教員の指導力育成等の資質向上のための取組が行われているか。
	14.職員の能力開発のための研修等が行われているか。
(4)学修成果	1.進学率や就職率の向上が図られているか。
	2.資格取得率の向上が図られているか。
	3.退学率の低減が図られているか。
	4.卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
	5.卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか。

(5) 学生支援	1. 学生に対する経済的な支援体制は整備されているか。 2. 学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 3. 課外活動に対する支援体制は整備されているか。 4. 学生の生活環境への支援は行われているか。 5. 保護者と適切に連携しているか。 6. 卒業生への支援体制はあるか。 7. 社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか。 8. 専門学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか。
(6) 教育環境	1. 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。 2. 学内外の実習施設、海外研修先について十分な教育体制を整備しているか。 3. 防災に対する体制は整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	1. 学生募集活動は適正に行われているか。 2. 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 3. 学納金は妥当な額か。
(8) 財務	1. 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか。 2. 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 3. 財務について会計監査が適正に行われているか。 4. 財務情報公開の体制整備はできているか。
(9) 法令等の遵守	1. 法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 2. 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 3. 自己評価の実施と問題点の改善を行っているか。 4. 自己評価結果を公開しているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	1. 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 2. 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。 3. 地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか。
(11) 国際交流	1. 留学生の受け入れ・派遣について戦略を持って国際交流を行っているか。 2. 受け入れ・派遣について適切な手続きが取れる体制が整備されているか。

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

本学科は、学力の向上と心身の健康について、定期的に個別面談を実施し個別の指導を行っている。また、保護者と密接に連携し、学生に気になる様子が見られた際は早めに連絡し面談を実施している。社会・地域貢献として、様々なボランティアへの参加を勧め、中でも福島ファイヤーボンズの試合会場にキッズスペースを設置し、子どもの一時預かりや保護者との交流など行っている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
細川 梢	学校法人福島学院 福島学院大学 福祉学部 こども学科 准教授	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	学識者
神戸 信行	社会福祉法人青葉学園 児童発達支援セン ターあおば 施設長・法人常務理事	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員
矢吹 久美子	社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会 鏡石 保育所 保育所長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員
平野 雄三	医療法人社団三成会 南東北春日リハビリ テーション病院 リハビリテーション科長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員
森山 忠	社団医療法人呉羽会 呉羽総合病院 リハビ リテーション科技師長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員
荒木 芳一	医療法人 半田整形外科 リハビリテーション 科 卒業生	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員 卒業生
長谷川 敬一	一般社団法人竹田健康財団 竹田総合病院 リハビリテーション部長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員
佐藤 正彦	医療法人辰星会 栞記念病院 リハビリテー ション室長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員
大内 尊久	公立岩瀬病院 リハビリテーション科主任	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員 卒業生
三田 利幸	株式会社ジャパン国試合格 代表取締役	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員
小倉 芳裕	学校法人小倉学園 新宿医療専門学校 学校 長	令和5年4月1日～令和6年3月 31日(1年)	企業等委員

柳沼 馨	柳接骨院 院長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	企業等委員
小林 康男	社会福祉法人なごみ 特別養護老人ホームなごみの郷 施設長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	企業等委員
関根 誠一	社会福祉法人東白川福祉会 特別養護老人ホーム寿恵園 施設長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	企業等委員
吉津 大管	株式会社あいの里 グループホームあいの里 取締役介護事業部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	企業等委員 卒業生
遠 乃介	社会福祉法人郡山福祉会 特別養護老人ホーム 施設サービス部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期 (ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()) URL: https://www.k-tohto.ac.jp/basic_information/ 公表時期: 令和6年10月1日	
---	--

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に則り、本校の現状を開示することで、より本学を正しく理解していただき、関係者からは現状に即した意見を広く求め、それらを活用し、改善に役立てる。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の教育方針及び目標、特色
	経営方針
	学校名、校長名、所在地
	学校の沿革、歴史
(2)各学科等の教育	学則
	各学科の教育、入試選抜方法について
(3)教職員	入学者、収容定員、進級・卒業の基準
	カリキュラム、時間割、年間授業計画
(4)キャリア教育・実践的職業教育	教職員
	研修計画
(5)様々な教育活動・教育環境	実習への取り組み
	学校行事
(6)学生の生活支援	課外活動
	学生の学習支援への取り組み
	学生の生活支援への取り組み
(7)学生納付金・修学支援	学生の就労支援への取り組み
	学納金
	学納金以外の諸経費
(8)学校の財務	各種奨学金
	財務情報に関する情報
(9)学校評価	自己評価、学校関係者評価等に関する情報
	海外提携校との交流プログラム
(10)国際連携の状況	オーストラリア短期留学
	学生寮
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法 (ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()) URL: https://www.k-tohto.ac.jp/basic_information/ 公表時期: 令和6年10月1日	
--	--

授業科目等の概要

	#REF!			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	分類								講 義	演 習	実 験・ 実 習・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任		
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択														
1	○		1	憲法	日本国憲法を中心として、関連ある法律、さらに外国の憲法などの概要を理解する。	1前	30	2	○			○			○		
2	○		2	情報処理	文書、表、プレゼンテーション資料をパソコンを用いて作成するための知識について学習する。	1通	60	2		○	△	○				○	
3	○		3	ポケット・ゼミ	基本的な学習方法を具体的に習得、グループディスカッションで考えを述べるだけでなく、他者の意見を聞ける力を育成する。	1通	60	2		○	△	○			○		
4	○		4	英語	This is a course to prepare students to communicate with and teach in English to children in a classroom setting.	1通	60	2		○	△	○				○	
5	○		5	健康・スポーツ理論	運動による健康の維持及び増進に関わる知識を修得する。	1前	15	1	○			○				○	
6	○		6	健康・スポーツ実技	自己の健康を管理するための基礎的技術を学び、生涯スポーツへと繋がる運動技能を修得する。	1前	30	1				○	○			○	
7	○		7	保育原理	保育の意義、保育所保育指針における保育の基本等の理解を深める。	1前	30	2	○			○			○		
8	○		8	教育原理	教育の理念や教育に関する歴史・思想について学ぶ。	1前	30	2	○			○				○	
9	○		9	子ども家庭福祉	子どもの権利とこれからの子ども家庭福祉の方向性について考察する。	1後	30	2	○			○				○	
10	○		10	社会福祉	社会福祉の考え方・法制度・技術・歴史等の理解を深める。	1前	30	2	○			○				○	
11	○		11	子ども家庭支援論	子育て家庭を支援することの意義や役割、支援する際の保育士の基本的姿勢について理解する。	2前	30	2	○			○			○		
12	○		12	社会的養護Ⅰ	現代における社会的養護の意義や歴史的変遷、制度について学び、児童も一人の人間として存在していることを理解する。	1後	30	2	○			○				○	

13	○	13	保育者論	保育者の役割とその倫理、保育士の仕事の責務を理解する。	2後	30	2	○			○	○		
14	○	14	保育の心理学	子どもの発達に関係する部分を中心に引き上げ、基礎知識を学びながら子どもの理解を深める。	1前	30	2	○			○		○	
15	○	15	子どもの家庭支援の心理学	人間は生涯発達することを理解し、発達のプロセスや初期経験の重要性について保育と関連させながら考察する。	2前	30	2	○			○	○		
16	○	16	子どもの理解と援助	子どもの心身の発達には個人差があり、保育実践の中で、どのようにして発達を促していくのか理解を深める。	1後	30	1		○	△	○	○		
17	○	17	子どもの保健	身体発育や生理機能・運動機能・精神機能の発達を把握し、疾病/事故の予防に必要な基礎的知識や課題を理解する。	1前	30	2	○			○		○	
18	○	18	子どもの食と栄養	健康な生活を支えるための食生活の基本的知識を学び、子どもの成長段階に合わせた食生活について理解する。	2通	60	2		○	△	○			○
19	○	19	保育の計画と評価	保育内容の充実と質の向上のために、保育計画や評価の基本的方法を学ぶ。	1後	30	2	○			○	○		
20	○	20	保育内容総論 I	保育所保育指針から保育の基本と保育内容の理解を深め、保育の全体的な構造を理解する。	1前	30	1		○	△	○			○
21	○	21	健康指導法	保育実践を通して子ども達の心と体の健康を培うため、保育環境や具体的な援助の方法について学ぶ。	1後	30	1		○	△	○			○
22	○	22	人間関係指導法	養護と教育にかかわる保育の内容を総合的に理解し、人とかかわる力を養う発達の援助について具体的に学ぶ。	1後	30	1		○	△	○			○
23	○	23	環境指導法	周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ち関わり、生活に取り入れる力を養う発達の援助について学ぶ。	1後	30	1		○	△	○			○
24	○	24	言葉指導法	子どもの言葉の発達の道筋を学び、絵本などの文化財とのかかわりや言葉を支える保育士の援助の方法や指導法を理解する。	2前	30	1		○	△	○			○
25	○	25	表現指導法	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、感性や表現する力を養い、これらが発達する援助法について学ぶ。	2前	30	1		○	△	○			○
26	○	26	子どもの生活と遊び（表現と運動） I	子どもの身体的発達と運動機能について理解しながら、発達を促す遊びと身体表現に関する知識と技術を習得する。	1後	30	1		○	△	○			○
27	○	27	子どもの生活と遊び（音楽とリズム） I	音やリズムを使用した活動を豊かに展開するために必要な基礎的知識と技術を習得する。	1前	30	1		○	△	○			○

43	○	43	感覚統合入門	感覚統合理論をもとに、障害のある子どもの行動特性を理解し、子どもの発達に応じた感覚運動遊びについて具体的に学ぶ。	2前	30	1		○	△	○				○
44	○	44	在宅保育	在宅保育の概要、様々な社会的ニーズにより発生したサービスを理解し、ベビーシッターの役割、専門的技術を学ぶ。	2後	30	2		○	△	○				○
45	○	45	子どもの生活と遊び（表現と運動）Ⅱ	様々な表現活動や運動遊びの援助ができるよう、知識や表現技術を習得する。	2前	30	1		○	△	○				○
46	○	46	子どもの生活と遊び（音楽とリズム）Ⅱ	音やリズムを使用した活動を豊かに展開するために必要な基本的知識と技術を習得する。	2前	30	1		○	△	○				○
47	○	47	子どもの生活と遊び（音楽とリズム）Ⅲ	音楽表現活動を豊かに展開するために必要な基本的知識と技術を習得する。	2後	30	1		○	△	○				○
48	○	48	入門臨床美術	製作した美術作品を通して、参加者にそった働きかけを学び、その人の意欲と潜在能力を引き出す技法の修得を目的とする。	2後	30	1		○	△	○				○
49	○	49	保育実習Ⅱ※	保育実習Ⅰに加え、実際に計画、実践、観察、記録も取り組み、保育士としての職業倫理も実践を通して理解を深める。	2後	80	2				○			○	○
50	○	50	保育実習指導Ⅱ※	保育実習による総合的な学びとなるよう、今までの学びと保育実習Ⅱでの学びを関連させながら保育実践力を培う。	2前	30	1		○	△	○				○
51	○	51	保育実習Ⅲ※	児童福祉施設等の役割や機能を理解し、保護者支援や家庭支援の知識、技術、判断力を、実践を通して総合的に学ぶ。	2後	80	2				○			○	○
52	○	52	保育実習指導Ⅲ※	保育実習による総合的な学びとなるよう、今までの学びと保育実習Ⅲでの学びを関連させながら保育実践力を培う。	2前	30	1		○	△	○				○
合計						52 科目			79 単位（単位時間）						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	卒業の認定は、所定の修業年限在籍し、規定する科目を履修し、必要な単位を修得した者で、卒業判定会議の議を経て認定する。	1学年の学期区分	2期
履修方法：	履修認定は、各授業科目の授業時間数を履修し、成績評価において合格の判定を経て認定する。	1学期の授業期間	15週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。